

長野県 根羽村 クマゾーニング管理実施計画（案）

1. 市町村名

根羽村

2. 計画開始日

令和7年8月15日

3. 対象地域

長野県下伊那郡根羽村 全域

4. 対象管理ユニット

中央アルプス保護管理ユニット

5. 目的

長野県では、「長野県第二種特定鳥獣管理計画(第5期ツキノワグマ保護管理)」(以下「第5期計画」という)において、ツキノワグマ(以下「クマ」という)と人との緊張感ある共存関係を再構築することを目的に、地域区分の設定を行いゾーニング管理に取り組むこととしている。また、地域区分の設定は県・市町村だけでなく、地域住民も関わりながら行うことで、野生動物との付き合い方を自らの課題として向き合うことを促し、互いを尊重し合う対等な関係を築くことを目指している。

本計画では、第5期計画に準じて県・村・地域住民とともに設定した地域区分を設定した。また、各地域区分において被害防止対策や出沒対応を具体的にどのように取り組んでいくかを整理し、計画的なクマの保護管理に資することを目的に策定するものである。

6. 地域区分の設定

第5期計画を基本にして、県・村・地域住民間での合意形成を経て、以下の地域区分を設定した

表1 地域区分の考え方

地域区分	場所及び人間の利活用状況	エリアの管理方針
主要生息地域	奥山、森林域 (登山、狩猟などで利用、キャンプ場、ゴルフ場等レジャー施設も含む)	クマの主要生息地域。 開発行為の規制や鳥獣保護区の設定など森林環境の保全を実施する。
緩衝・防除地域	里山林および農地、人家が混在する地域 (農業・居住地などに利用)	クマと人との活動が重複し、クマが人に警戒しながら活動する地域及び、農業等の人の活動が盛んな地域であり、それら地域へのクマの侵入を排除し被害発生を防止する必要がある地域。 里山林はその利用促進や林内の見通し確保により、緩衝帯機能を向上する。 農地周辺では誘引物の除去や管理、柵の設置、耕作放棄地や廃果の管理など、侵入防止や滞在場所の削減などを実施する。
排除地域	人家密集地 (主に義務教育学校周辺)	義務教育学校周辺など人が日常的に活動する地域であり、ツキノワグマの侵入を排除し、人への被害発生を防止すべき地域である。

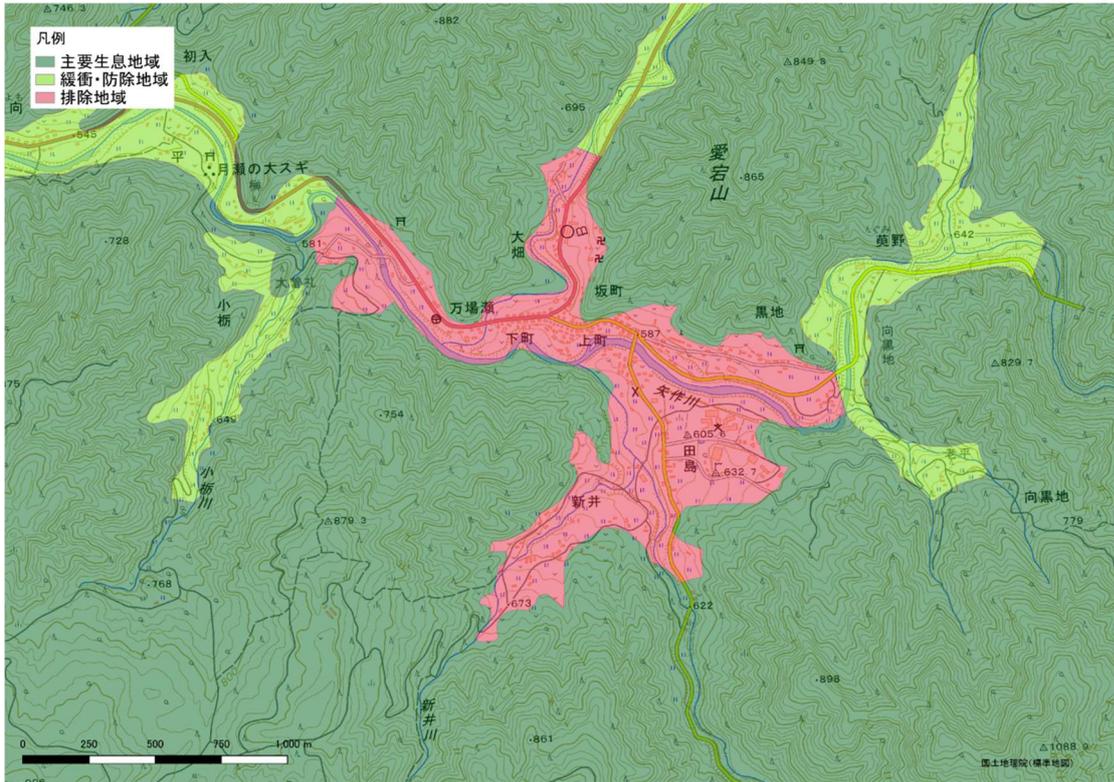


図1 根羽村地域区分マップ（人家集合地域周辺）

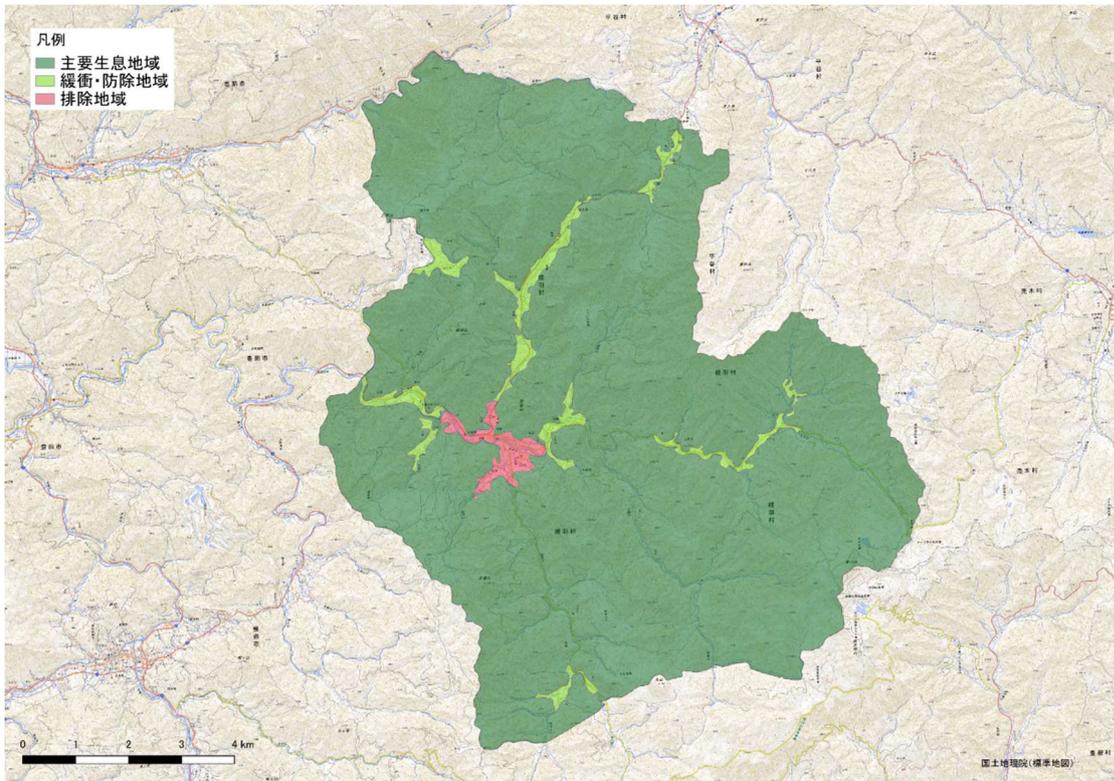


図2 根羽村地域区分マップ（全域）

各地域区分の詳細な設定方法は県、村、地域住民との合意形成を経て以下の通りとした。

■ 主要生息地域

鳥獣保護区や自然公園を含む、「排除地域」「緩衝・防除地域」を除いた森林部分を「主要生息地域」とした。

■ 緩衝・防除地域

集落と林帯が混在する里山林や農地、「排除地域」以外の集落が広がる地域を「防除・緩衝地域」とした。なお「排除地域」の周囲は急峻な地形等の特殊な状況であるため、「排除地域」の外側に「緩衝地域」が設けられていない。

■ 排除地域

義務教育学校およびそこへの通学路、住居集合地域やその周辺の農地一帯を「排除地域」とした。

7. 対策の内容

(1) 被害防止対策

① 主要生息地域

i. 森林環境の整備

クマの主要な生息地となる奥山がクマにとって生息しやすい環境となるよう、計画的な再造林や天然下種更新を通じた森林の形成を、県と村が協力しながら進めることとする。

ii. 誘引物の除去

主要生息地域に位置するキャンプ場やゴルフ場など多くの人が利用するレジャー施設周辺において、クマを誘引する原因となるものの除去等に努める。例えばゴミ類については、利用客や施設管理者などが適切な処理を行うよう、村と県が協力し普及啓発を行う。また、利用客や施設管理者はゴミを持ち帰るなど、主要生息地域内の誘引物除去に努めることとする。

iii. 注意喚起

村は、主要生息地域に位置する観光地や遊歩道において、クマの出没情報等を記載した看板を設置したり、林内での活動者に対しクマ鈴の携帯を呼びかけたりするなどクマの出没に関する注意喚起を行う。

② 緩衝・防除地域

i. 緩衝帯整備

人とクマの棲み分けを積極的に進めるために、道路など道からの見通しを良くするために林内の刈り払いや民家周辺の藪の刈り払いを行う。刈り払いについては、地域住民が主体となり実施するが、それらの活動を支援するために、県や村は緩衝帯の整備に関する補助や助成などを行う。

ii. 誘引物の除去

農地周辺の放棄野菜・利用予定のない果実、あるいは燃料や漬物、コンポスト、ゴミなど誘引物となりうるものについては、地域住民が適切な処理方法でそれらの削減や対策を行う。また、適切な対策が行われるように村がクマの被害対策に関する情報を発信するなど普及啓発を行う。

iii. 柵の設置と管理

クマの農地への侵入防止のために、地域住民は電気柵の設置と整備を行う。村や県は電気柵の設置や整備に関する補助や助成などを行い、その活用を地域住民に促す。なお、より防除効果の高い機材の選択や設置、維持管理が行われるように、県と協力し村が普及啓発を行うこととする。

③ 排除地域

i. 誘引物の除去

緩衝・防除地域での取組と同様に、農地周辺の放棄野菜・利用予定のない果実、あるいは燃料や漬物、コンポスト、ゴミなど誘引物となりうるものについては、地域住民が適切な処理方法でそれらの削減や対策を行う。また、適切な対策が行われるように村がクマの被害対策に関する情報を発信するなど普及啓発を行う。

ii. 柵の設置と管理

緩衝・防除地域での取組と同様に、クマの農地への侵入防止のために、地域住民は農地に電気柵の設置と整備を行う。県や村は電気柵の設置や整備に関する補助や助成を行い、その活用を地域住民へ促す。なお、より防除効果の高い機材の選択や設置、維持管理が行われるように、県と協力し村が普及啓発を行うこととする。

iii. 普及啓発と指導

県はクマ対策員による集落環境点検や、対策への提案、実地における指導等を行う。特に、クマの出没が確認された場所に関しては誘引物の特定や必要な対策の指導などを実施する。また、村は県のクマ対策員の派遣制度を用いて被害対策の現地指導の機会を設けると共に、村内の小中学校等と協力してクマに関する授業等の学習機会や時間を設けて、普及啓発に努める。また、県と村が協力してクマの被害対策に関するパンフレットの配布を検討する。

(2) 出没対応

① 出没時の対応

i. 出没対応フロー

ゾーニング対象地域におけるクマの出没時には対応フローを基本として、出没対応を実施する。

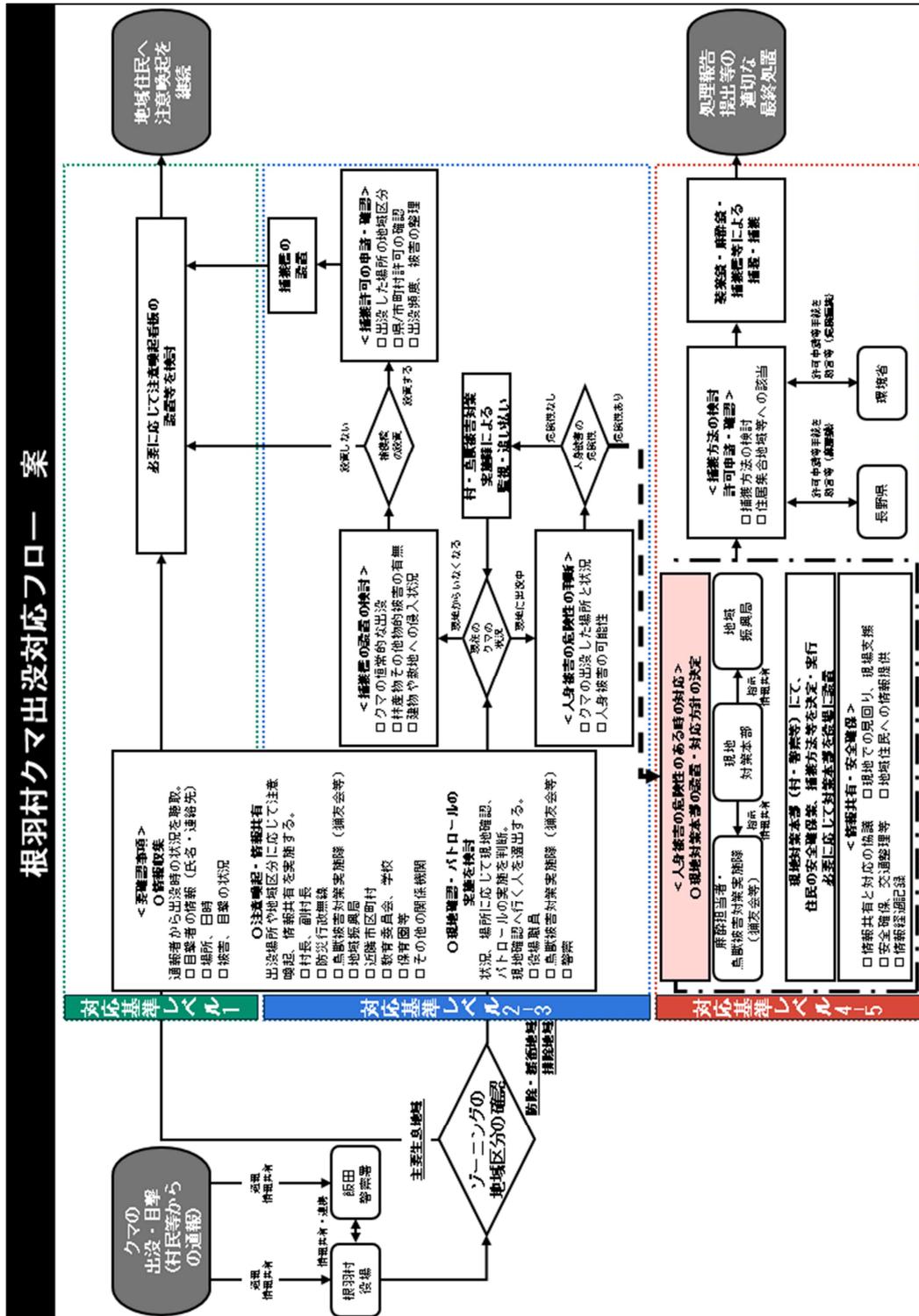


図3 根羽村における出没対応フロー

ii. クマ出没時の連絡体制

対応フローの流れに沿って出没対応を行い、連絡体制図に記載される関係機関を基本として、出没連絡や注意喚起を実施する。

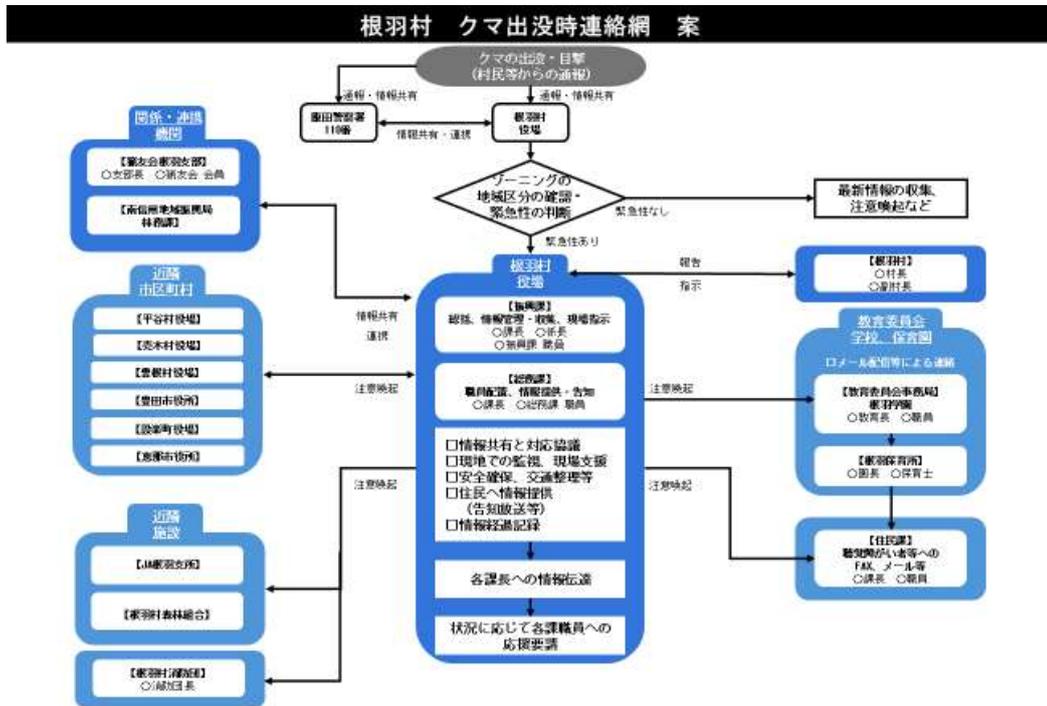


図4 根羽村におけるクマ出没時連絡体制図

iii. 情報収集項目

地域住民等からのクマの目撃・出没の第一報を受けた際には、以下の項目を基本として、情報提供者から出没に関する情報収集を実施する。出没・目撃情報は情報を整理した上で、情報を蓄積して保存しておく。

表 クマ出没時情報収集項目

情報収集項目	聞き取り時の注意・備考
☑目撃者の情報	氏名・連絡先
☑場所、日時	出没地区を具体的に聞き取る
☑被害、目撃の状況	クマが行動や移動方向などクマの具体的な行動などを聞き取る
☑誘引物	自然物や人口物など詳細なものがあれば聞き取る

② 地域区分ごとの捕獲対応方針

農作物等への被害対策を講じても被害がある場合、加害個体あるいは危険個体をできるだけ特定して捕獲する個体管理を行い、健全な個体群の維持を目指す。第5期計画に従い各地域区分ごとの捕獲許可方針は以下の通り。

表2 地域区分ごとの捕獲許可方針

地域区分	捕獲許可方針	
	県許可	市町村許可
主要生息地域	<ul style="list-style-type: none"> 有害捕獲は原則禁止。 個体数調整を目的として、春期捕獲を許可する。 人身被害を発生させる恐れがあ 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として捕獲は許可しない。

	る個体は捕獲を許可する。	
緩衝・防除地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林産物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する。 ・ 人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人が活動する時間や場所付近に何度も出沒、または人や家畜がいる建物や敷地に侵入した場合には許可※1。
排除地域	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現に被害を生じさせていなくとも有害捕獲を許可する※1。

※1：市町村許可の捕獲は、人身被害の可能性が高まっている場合等の緊急的な場合とする。

なお、地域住民の理解及び放獣対象地、人員等の条件が確保でき、放獣可能な状態で捕獲できた個体については、「ツキノワグマ出沒時対応マニュアル」に則り「学習放獣※」を行う。また、市町村長が捕獲許可した事案については、出沒の経過、出沒要因、当日の対応、今後の対策等について取りまとめ、県に速やかに報告する。

※「学習放獣」とは、人里に出沒し捕獲されたクマに耳標を装着し、山奥へ移動し放獣するもので、以下の条件全てに該当しない個体のみ、学習放獣の対象とする。

- ・ 人身被害を起こした個体
- ・ 電気柵等の防除対策を実施しても被害を出す、農作物への執着が強い個体
- ・ 以前に放獣した個体（錯誤捕獲による個体を除く。）で、防除対策を実施したにもかかわらず、被害を再発し、再度捕獲された個体

8. 計画の見直し

クマの出沒状況、住宅や農地等の土地利用状況の変化、その他必要に応じて本実施計画を見直すこととする。